

## ひとり親家庭住宅支援資金返還猶予申請書

令和 8 年 4 月 10 日

横浜市社会福祉協議会会長

(申請者)

住 所 〒111-1111

横浜市中区〇〇町△-△

氏 名 桜木 花子

電話番号 090-0000-0000

下記のとおりひとり親家庭住宅支援資金について返還の履行猶予を申請します。

借受人番号	25JS000	借受人氏名	桜木 花子
借入総額	840,000 円		
申請期間	令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 6 月 30 日		
申請理由 ※該当番号に☑をつける ※( )内の該当理由に○をつける	<input checked="" type="checkbox"/> 1 プログラムの目標を達成し、就労中 <裏面 添付書類①> <input type="checkbox"/> 2 やむを得ない事由による(災害、疾病、負傷、出産・介護ほか) <裏面 添付書類②> <input type="checkbox"/> 3 その他<裏面 添付書類②>		
説 明 ※具体的に	プログラムの目標にそった就職をし、就労を開始したため		

申請理由 1 を選択された方は記入のこと

勤務先名称	〇〇物産(株)		
所在地	〒555-5555	TEL	045-□□□□-□□□□
	横浜市〇〇区△△町□-□		
就労開始日	令和 7 年 7 月 1 日		

## 返還猶予について

以下の理由に該当する場合は、返還猶予申請を行うことができます。

猶予理由により、必要な提出書類が異なりますので、確認の上、申請書と併せてご提出ください。

## 〈返還猶予について〉

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業規則より抜粋

(返還の債務の履行猶予)

第 13 条 会長は、訓練促進資金の借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 第 10 条第 1 項第 1 号又は第 4 号、若しくは 10 条第 2 項に該当し、訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き、当該養成機関に在学しているとき
- (2) 当該養成機関を卒業後、さらに他種の養成機関等において修学しているとき

2 会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、履行期限の到来していない資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 訓練促進資金の借受人が、第 11 条第 1 項第 1 号のアに規定する業務に従事しているとき
- (2) 住宅支援資金の借受人が、第 11 条第 1 項第 2 号のアに規定する就業を行っているとき
- (3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

## 〈添付書類〉

①規則第 13 条第 2 項第 2 号に該当する者

- ・雇用の事実を証明する書類（雇入れ通知書、雇用契約書等の写し）

②規則第 13 条第 2 項第 3 号に該当する者

- ・当該事実を証明する書類